



しあわせ信州



長野県(教育委員会)プレスリリース 令和元年(2019年)9月10日

## 長野県立歴史館“歴史館パートナーの日”の実施にかかる協賛企業等を募集します。

県立歴史館では、協賛企業等(以下、「パートナー」という。)との合意により、パートナーからの寄付金を当館の管理運営に役立てる代わりに、パートナーの名称を冠する特定の開館日“歴史館パートナーの日”を設けます。

この実施にあたりパートナーとなる協賛企業等を募集します。

### 1 事業内容

県立歴史館とパートナーの合意により、パートナーからの寄付金を当館の管理運営に役立てる代わりに、パートナーの名称などを冠する特定の開館日を設けるものです。

県立歴史館は、歴史館パートナーの日の開催にあたり、利用者の利便を高める展示・イベント等を行うとともに、ホームページや広報印刷物などにおいて積極的な広報を行います。

### 2 寄付の金額

寄付の金額は10万円以上とします。

なお、パートナーの商品等を展示するPRコーナーを設置する場合は、施設利用料を別途納付いただきます。

### 3 申込資格

別紙「長野県立歴史館“歴史館パートナーの日”申込資格について」をご覧ください。

### 4 申込手続き

#### (1) 申込方法及び期限

(3)に掲げる提出書類を**9月20日(金)16時【必着】**までに郵送または持参により提出してください。

#### (2) 提出部数 各1部

#### (3) 提出書類

ア 長野県立歴史館“県立歴史館パートナーの日”申込書【様式1】

イ 申込資格についての確約書【様式2】

ウ 地域貢献や文化活動等に関する支援実績及び今後の計画等【様式3】

#### (4) 申込先

〒387-0007 千曲市大字屋代 260-6 長野県立歴史館 管理部

### 5 その他

(1) 提出いただいた書類に基づき審査・選考の上、パートナーを決定し、決定したパートナーと県立歴史館との間で“歴史館パートナーの日”に関する覚書を取り交わす予定です。

(2) 実施日については、希望日を様式1の「期日」欄に記載いただく形となりますが、審査等の過程で別途調整をお願いする可能性があります。

(3) 詳細については、別添「長野県立歴史館“歴史館パートナーの日”実施概要」をご覧ください。

#### 長野県立歴史館

(館長) 笹本 正治

総合情報課 (課長) 寺内 隆夫 (担当) 畔上 不二男

管理部(副館長兼管理部長) 久保 良二 (担当) 土屋 勝史

電話 026-274-2000

F A X 026-274-3996

E-mail rekishikan@pref.nagano.lg.jp

#### 教育委員会事務局

文化財・生涯学習課文化財係

(課長) 小林 司 (担当) 青沼 伸悟

電話 026-235-7441(直通)

026-232-0111(代表) 内線 4428

F A X 026-235-7493

E-mail bunsho@pref.nagano.lg.jp

# 長野県立歴史館 “歴史館パートナーの日” 実施概要

## 1 目的

- ・協賛企業等(以下「パートナー」という。)による県立歴史館の目的である県民の教養及び文化振興への寄与
- ・県立歴史館の魅力を高めることによる利用者便益の向上
- ・県の自主財源の確保

## 2 事業内容

歴史館パートナーの日は、県立歴史館とパートナーとの合意により、パートナーからの寄付金を県立歴史館の管理運営に役立てる代わりに、パートナーの名称などを冠する特定の開館日を設ける

県立歴史館は、歴史館パートナーの日の開催に当たって、利用者の利便を高める展示・イベント等を行うとともに、ホームページや広報印刷物などにおいて積極的に広報する。

## 3 寄付の金額

寄付の金額は、10万円以上とする。

なお、パートナーの商品等を展示するPRコーナーを設置する場合は、施設利用料を別に納付する。

## 4 実施に伴う費用の負担

区分	県立歴史館	パートナー
県立歴史館が作成するチラシ等の印刷物やHPの更新	○	
県立歴史館が行う展示・イベント	○	
パートナーが作成するチラシ等の印刷物やHPの更新		○
パートナーが企画する展示・イベント(PRコーナーの設置)		○

※寄付金のほかに別途負担する

## 5 申込資格

別紙「長野県立歴史館 “歴史館パートナーの日” 申込資格について」のとおり

## 6 申込手続き

### (1) 申込方法

(3)に掲げる提出書類を、別途定める期日までに持参又は郵送する。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出書類

ア “歴史館パートナーの日” 申込書【様式1】

イ 申込資格についての確約書【様式2】

ウ 地域貢献や文化活動等に関する支援実績及び今後の計画等【様式3】

### (4) 申込先

〒387-0007 千曲市大字屋代 260-6

長野県立歴史館 管理部

(5)留意事項

ア提出書類等は返却しない。

イ長野県情報公開条例に基づき開示することがある。

7 パートナーの審査

パートナーとしてふさわしいか否かを提出された書類により審査する。

8 パートナーとの合意

パートナー決定後、県立歴史館とパートナーとの間で歴史館パートナーの日に関する覚書を作成する。

9 寄付金の使途

県立歴史館のサービス向上のために必要な事業の財源(維持・管理費等)とする。

10 契約の解除

パートナーの信用失墜行為等に伴い、県立歴史館のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県立歴史館は合意を解除できる。

11 パートナーの公表、歴史館パートナーの日の周知

パートナー決定後、法人名、歴史館パートナーの日等について、マスコミ等に公表するとともに、チラシ等の印刷物やホームページなどにおいて積極的に周知する。

## 長野県立歴史館“歴史館パートナーの日”申込資格について

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県立歴史館“歴史館パートナーの日”におけるパートナーとして申込み際の申込資格について定めるものとする。

### (申込資格)

第2条 申込資格を有する者は、法人又は法人により構成されたグループとする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 県から指名停止を受けている期間中の者
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (5) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条に定める暴力団関係者
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- (10) 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、キに掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条第1項の一般社団法人の社員であるものを除く。
  - ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第20項に規定するデリバティブ取引を行うもの
  - イ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第14号に掲げる有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号に掲げる行為を行うもの
  - ウ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの
  - エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項に規定する質屋営業
  - オ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業
  - カ 商品先物取引法第2条第22項第3号又は第4号に規定する商品先物取引業
  - キ 特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売
  - ク 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
  - ケ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第3項に規定する商品投資顧問業
  - コ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業

- (11) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (12) 社会的な問題を起こしている者
- (13) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (14) 前各号に掲げる者のほか、パートナーとしてふさわしくないと県が認める者

2 グループを構成する場合は、グループを構成するすべての法人が前項の申込資格を有すること。

令和 年 月 日

長野県立歴史館長 様

法 人 名

所 在 地

代 表 者 名

印

## 長野県立歴史館 “歴史館パートナーの日” 申込書

「長野県立歴史館 “歴史館パートナーの日” 実施概要」に基づき、下記のとおり申し込みます。

業務内容		
申込動機		
期 日	令和 年 月 日 ( )	
寄付金額	金額 _____円	
寄付に当たっての 条件・要望等		
連 絡 先	担当者氏名	
	部署・役職	
	電 話	
	FAX	
	E-mail	

令和 年 月 日

申込資格についての確約書

法 人 名  
所 在 地  
代 表 者 名

印

(法人名) は、長野県立歴史館“歴史館パートナーの日”の申込資格を満たしていることを確約します。

**地域貢献等に対する支援実績等**

審査の際の参考とさせていただきますので、貴社のPRや地域貢献、文化活動等に対する支援の実績や今後の計画、“パートナーの日”実施への熱意等についてご記入ください。

その他“パートナーの日”に関するご提案等がありましたら、自由にお書き下さい。

なお、関連資料がございましたら、適宜添付してください。

(例)・コミュニティや地域貢献、文化活動等に関するビジョンや取組

・長野県立歴史館とのパートナーシップについて

・“歴史館パートナーの日”への熱意等